本号で公布された法令のあらまし

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（総務省）

1　蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の特例を、総務省令で定めることができるようにすることとした。（第一九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（環境省）

1　有害物質として、塩化ビニルモノマー等を追加することとした。（第二条関係）

2　指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）等を追加することとした。（第三条の三関係）

3　特定施設として、界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）等を追加することとした。（別表第一関係）

4　この政令は、平成二四年五月二五日から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（国土交通省）

1　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水について、一・四―ジオキサンに関する水質規制の基準を定めることとした。（第九条の四関係）

2　この政令は、平成二四年五月二五日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（政令第一四九号）（厚生労働省）

1　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、これによる所得の額の増加により、児童手当法施行令の定める児童手当の支給要件を満たさなくなることのないよう、同令の特例を設けることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二四年六月一日から施行することとした。

政　令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十六号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「吹付塗装作業」を「専ら吹付塗装作業」に改め、同項第一号の二中「洗浄」を「専ら洗浄」に改め、同項第二号中「焼入れ作業」を「専ら焼入れ作業」に改め、同項第三号中「ボイラー又はバーナーで危険物を消費する」を「危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第四号中「車両」を「専ら車両」に改め、「注入する」の下に「作業を行う」を加え、同項第五号中「容器」を「専ら容器」に改め、「詰め替える」の下に「作業を行う」を加え、同項第六号及び第七号中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第八号中「ため」を「ための」に、「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項に次の一号を加える。

九　危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十七号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号を次のように改める。

十五　一・二―ジクロロエチレン

第二条に次の二号を加える。

二十七　塩化ビニルモノマー

二十八　一・四―ジオキサン

第三条の三中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第五十二号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

五十　クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）

五十一　マンガン及びその化合物

五十二　鉄及びその化合物

五十三　銅及びその化合物

五十四　亜鉛及びその化合物

五十五　フェノール類及びその塩類

別表第一第一号ニ中「掘さく用」を「掘削用」に改め、同表第十号ヘ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第十六号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表第二十八号ロ中「さく酸エステル製造施設」を「酢酸エステル製造施設」に、「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号ハ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同号ニ、同表第三十号ロ、同表第三十一号イ及び同表第三十三号ホ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号ヘ中「溶剤蒸りゆう施設」を「溶剤蒸留施設」に改め、同表第三十五号イ並びに同表第三十七号ニ、ホ及びトからリまでの規定中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号ヲ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）